

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金（2次募集）のご案内



新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が**経営計画**に基づいて取り組む**事業継続**を支援します。

【受付期間】 第2回：令和2年10月19日(月)～11月11日(水)

【実施期間】 5月14日(木)～令和3年2月28日(日)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【事業の流れ】

農家の経営継続の取組

申請書類（経営計画など）
の作成・応募

採択・交付決定

事業の実施・実績報告

補助金請求・交付

JAと中央会が連携しサポート！

JA(支援機関)による
伴走支援

JA中央会による
情報提供・事務支援

全国農業会議所(事業実施主体)



経営計画



回復・継続
を支援



経営継続補助金

接触機会を減らす省力化機械等についてご紹介

本事業は経営の継続に関する取組に要する費用が補助の対象となっていますが、補助対象経費の1/6以上が「接触機会を減らす生産・販売への転換」に要する経費である必要があります。ここでは作業員間の接触を減らすことができる省力化機械の主な対象例をご紹介します。

省力化機械等の例

- 機械化体系確立用農機
(定植機・収穫機・スピードスプレーヤー・畝立施肥機、スプリンクラー、農薬散布用ドローン、ロボット草刈機、農業用機械の自動操舵システム等)
- 水田の高度水管理システム
- 省力化種子・種苗 (鉄コーティング種子・セル苗等)
- 集出荷作業省力化資材・機器 (パレット・鉄コンテナ・通い容器・フレコン等)

複数人による作業を解消



スピード
スプレーヤー



農薬散布ドローン



ロボット草刈機



自動操舵システム

人手を要する作業を機械化



野菜移植機



野菜収穫機

遠隔操作で人との接触機会を低減



圃場水管理
システム

詳しくは最寄りのJA窓口にご相談ください。